

船舶設備規程等の一部改正について

平成 15 年 9 月

国土交通省

1.改正の背景

GMDSS(全世界的な海上遭難安全システム)に係る通信設備については、1988年の SOLAS 条約の改正にともない、船舶安全法関係省令を改正して平成 4 年 2 月 1 日より適用してきました。当該改正では GMDSS がこれまでの通信システムを根本的に変更したものであることから、規則上は、従来の通信設備との併用若しくは 7 年間で段階的に移行できるよう規定していました(1999 年 1 月 31 日まで)。今般、IMO(国際海事機関)の MSC75 (第 75 回海上安全委員会 :2002.5.15 ~ 5.24) において、GMDSS 適用船舶が全船それに完全移行したことにとともに、従来の通信設備との併用については規則上意味を持たない規定となったことから SOLAS 条約 附属書第 IV 章 (無線通信)の改正が行われました。また、同条約第 V 章(航行の安全)が改正され、新たに船内に航空・海上における捜索・救助手引書の備え付けが義務付けられることとなりました。これらの改正された条約はいずれも 2004 年 1 月 1 日から発効することとなります。そのため、船舶安全法関係省令を改正してこれらを国内規則に取り入れることとします。

2.改正の概要

(1) 条約証書のうちの無線設備に係る詳細項目の一部を削除

旅客船安全証書のための設備の記録(様式 P)

貨物船安全無線証書のための設備の記録(様式 R)

貨物船安全証書のための設備の記録(様式 C)

～ の条約証書のうち、「無線電話遭難周波数(2,182 キロヘルツ)聴取受信機」及び「無線電話緊急信号(周波数が 2,182 キロヘルツのもの)発生装置」欄を削除します。(海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令関係)

(2) 捜索救助手引書の備え付け

下記に掲げる船舶には、船内に国際航空海上捜索救助手引書第 3 巻を備え付けることとします。

国際航海に従事する総トン数 150 トン以上の船舶及び国際航海に従事しない総トン数 500 トン以上の船舶

非自航船であって人員を搭載した国際航海に従事する総トン数 150 トン以上の船舶及び国際航海に従事しない総トン数 500 トン以上の船舶

国際航海に従事する総トン数 150 トン以上の漁船及び総トン数 500 トン以上の漁船 (船舶設備規程関係、漁船特殊規程関係)

3. スケジュール(予定)

公 布: 平成 15 年 11 月上旬

施 行: 平成 16 年 1 月 1 日(条約発効日)